

議案第 41 号

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正について

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「地域包括支援センター」を「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）」に、「指定介護予防支援事業者」を「指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」に改める。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第8項を第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス

計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師、歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第26条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第35条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定（同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める部分に限る。)及び第35条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第26条第3項(同条例第34条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(説明)

これは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準を改めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 基本方針 (基本方針)</p> <p>第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u>(以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、<u>指定介護予防支援事業者</u>(<u>法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者</u>をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>第3章 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに、1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数</u>(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は<u>法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援</u>(<u>法第58条第1項に規定する指定介護予防</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 基本方針 (基本方針)</p> <p>第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>地域包括支援センター</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、<u>指定介護予防支援事業者</u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>第3章 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに、1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数</u>が35又はその端数を増すごとに1とする。</p>

支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 略

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 略

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居

用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者

宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者

又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

9 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、

又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、

当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第8条～第15条 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるとき

は、利用者の服薬状況、^{くう}口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する

当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第8条～第15条 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるとき

は、利用者の服薬状況、^{くう}口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 略

第17条～第25条 略

(揭示)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所

イ 少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 略

第17条～第25条 略

(揭示)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護

に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第27条～第32条 略

(記録の整備)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第31条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

第34条 略

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第34条において準用する場合を含

支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条～第32条 略

(記録の整備)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

第34条 略

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第34条において準用する場合を含

<p>む。)及び第16条第27号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>む。)及び第16条第27号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
---	--

議案第 42 号

伊勢市県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関する条例の制定について

伊勢市県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関する条例を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の3第1項の規定により三重県が行う土地改良事業（以下「県営土地改良事業」という。）に係る法第91条の2第6項の規定による特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第2条 市長は、県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、その土地の全部又は一部につき、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該県営土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めた旨の公告の日から、法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第3条 特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

(特別徴収金の徴収方法)

第4条 特別徴収金は、納入通知書により市長が指定する期日までに納付するものとする。

(特別徴収金の徴収猶予及び免除)

第5条 市長は、災害その他特別の事情があると認める場合には、徴収すべき特別徴収金について徴収を猶予することができる。

2 市長は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が規則で定める面積を超えない場合その他当該土地につき特別徴収金を徴収しないことが相当であると認めるときは、特別徴収金を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

議案第 43 号

伊勢市漁港管理条例及び伊勢市風致地区内における建築等の規制に
関する条例の一部改正について

伊勢市漁港管理条例及び伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する
条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市漁港管理条例及び伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市漁港管理条例の一部改正)

第1条 伊勢市漁港管理条例(平成17年伊勢市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第12条第3項中「1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年)」を「10年」に改める。

第16条第1項中「又は占有の」を「若しくは占有の」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

(伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成17年伊勢市条例第162号)の一部を次のように改正する。

別表第2の9の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(伊勢市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市漁港管理条例第12条第3項の規定

は、この条例の施行の日以後に申請される占用の許可について適用し、同日前に申請された占用の許可については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律による漁港漁場整備法の一部改正に伴い、漁港施設等活用事業制度に係る占用料を定めるほか、漁港施設の占有許可の最長期間を延長するとともに、所要の規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市漁港管理条例 (第1条関係)

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第11条 略</p> <p>(占有の許可等)</p> <p>第12条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の占有の期間は、<u>10年</u>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは<u>占有の許可</u>を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占有料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第17条～第22条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第11条 略</p> <p>(占有の許可等)</p> <p>第12条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の占有の期間は、<u>1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年)</u>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は<u>占有の許可</u>を受けた者からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占有料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第17条～第22条 略</p>

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前		
<p>第1条～第3条 略 (通知行為)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる行為(別表第1に掲げる行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に通知することをもって足りる。</p> <p>第5条～第10条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 通知行為</p> <table border="1" data-bbox="264 790 794 1048"> <tr> <td data-bbox="264 790 794 1048"> <p>1～8 略</p> <p>9 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>10～37 略</p> </td> </tr> </table>	<p>1～8 略</p> <p>9 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>10～37 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (通知行為)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる行為(別表第1に掲げる行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に通知することをもって足りる。</p> <p>第5条～第10条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 通知行為</p> <table border="1" data-bbox="807 790 1339 1048"> <tr> <td data-bbox="807 790 1339 1048"> <p>1～8 略</p> <p>9 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>10～37 略</p> </td> </tr> </table>	<p>1～8 略</p> <p>9 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>10～37 略</p>
<p>1～8 略</p> <p>9 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>10～37 略</p>			
<p>1～8 略</p> <p>9 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>10～37 略</p>			
別表第3・別表第4 略	別表第3・別表第4 略		

議案第 44 号

伊勢市営住宅管理条例の一部改正について

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を次のように改める。

(5) 市のウェブサイト

第6条第1項各号列記以外の部分中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法」を「被災市街地復興特別措置法」に、「第4号及び第6号」を「第5号及び第7号」に改め、同項第2号中「親族」を「者があるときは、その者が親族」に、「婚姻の予約者」を「婚姻の予約者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童」に、「がある」を「である」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号ア中「第4項」を「第3項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項第3号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第1項第3号ア」を「第1項第4号ア」に改め、同項第1号中「ア又はイ」を「アからオまで」に改め、同号ア中「障害者基本法」を「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に、「身体障害者福祉法施行規則」を「身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）」に、「精神障

害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」を「精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）」に、「(ウ) に」を「(イ) に」に改め、同号イを次のように改める。

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

第6条第4項第1号に次のように加える。

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

第6条第4項を同条第3項とする。

第7条第1項中「前条第1項第1号から第5号まで」を「前条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号まで」に改め、同条第2項中「前条第1項第3号イ」を「前条第1項第4号イ」に改め、「(老人等にあつては、同項第1号及び第3号から第6号まで)」を削り、「、当該災害」を「当該災害」に改める。

第27条第1項中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第4号」に改める。

第40条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格については、この条例による改正後の伊勢市営住宅管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

これは、市営住宅の入居者資格のうち同居親族要件を廃止するとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 市営住宅の管理 (入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、市営住宅の入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 市のウェブサイト</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、<u>第5号及び第7号</u>)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>現に同居し、又は同居しようとする者があるときは、その者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童を含む。以下同じ。)であること。</u></p> <p><u>(3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。</u></p> <p>(4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じそれぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として<u>第3項</u>で定める場合 214,000円</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 市営住宅の管理 (入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、市営住宅の入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 市ホームページ</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(<u>老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(以下「老人等」という。)</u>にあつては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第4号及び第6号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</u>があること。</p> <p><u>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じそれぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p>ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として<u>第4項</u>で定める場合 214,000円</p> <p>イ・ウ 略</p>

- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかかな者であること。
- (6) 公募の際に納期の到来している市税を完納していること。
- (7) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかかな者であること。
- (5) 公募の際に納期の到来している市税を完納していること。
- (6) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 老人等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

- 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 2 市長は、入居の申込みをした者が前項第3号に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 第1項第4号アに規定する特に居住の安定
- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 4 第1項第3号アに規定する特に居住の安定

を図る必要がある場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2)・(3) 略

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は前条第1

を図る必要がある場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 入居者又は同居者にア又はイのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2)・(3) 略

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は前条第1

<p>項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第1項第4号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>第8条～第26条 略</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第27条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第4号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第28条～第39条 略</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第3章 法第45条第1項の規定に基づく社会福祉事業等への活用</p> <p>第41条～第47条 略</p> <p>第4章 法第45条第2項の規定に基づく市営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)</p> <p>第48条～第51条 略</p> <p>第5章 駐車場の管理</p> <p>第51条の2～第51条の11 略</p> <p>第6章 補則</p> <p>第51条の12～第55条 略</p>	<p>項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第1号及び第3号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>第8条～第26条 略</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第27条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第28条～第39条 略</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第3章 法第45条第1項の規定に基づく社会福祉事業等への活用</p> <p>第41条～第47条 略</p> <p>第4章 法第45条第2項の規定に基づく市営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)</p> <p>第48条～第51条 略</p> <p>第5章 駐車場の管理</p> <p>第51条の2～第51条の11 略</p> <p>第6章 補則</p> <p>第51条の12～第55条 略</p>
---	---

議案第 45 号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を
次のように提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第164号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市特定公共賃貸住宅を廃止するため、条例を廃止しようとするものである。

議案第 46 号

伊勢市上水道給水条例の一部改正について

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例

伊勢市上水道給水条例（平成17年伊勢市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第39条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第18条 略</p> <p>第3章 給水</p> <p>第19条～第28条 略</p> <p>第4章 料金、手数料及び工事負担金</p> <p>第29条～第37条 略</p> <p>第5章 管理</p> <p>第38条 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第40条・第41条 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第18条 略</p> <p>第3章 給水</p> <p>第19条～第28条 略</p> <p>第4章 料金、手数料及び工事負担金</p> <p>第29条～第37条 略</p> <p>第5章 管理</p> <p>第38条 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第40条・第41条 略</p>

<p>第6章 貯水槽水道</p> <p>第42条・第43条 略</p> <p>第6章の2 布設工事監督者の配置基準等及び水道技術管理者の資格基準</p> <p>第43条の2～第43条の4 略</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第44条 略</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第45条・第46条 略</p>	<p>第6章 貯水槽水道</p> <p>第42条・第43条 略</p> <p>第6章の2 布設工事監督者の配置基準等及び水道技術管理者の資格基準</p> <p>第43条の2～第43条の4 略</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第44条 略</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第45条・第46条 略</p>
--	--

議案第 47 号

三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約

三重地方税管理回収機構規約（平成 16 年 3 月 8 日三重県指令地振第 4-1021 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 号中「されている地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

（説 明）

これは、三重地方税管理回収機構規約の変更をすることについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

○三重地方税管理回収機構規約

<<<新旧対照表>>>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条・第 2 条 略</p> <p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町が賦課徴収することとされている地方税並びに<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の執行の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第 4 条 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 機構の議会</p> <p>第 5 条～第 7 条 略</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 機構の執行機関</p> <p>第 8 条～第 11 条 略</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 機構の経費</p> <p>第 12 条・第 13 条 略</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 雑則</p> <p>第 14 条 略</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条・第 2 条 略</p> <p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の執行の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) 略</p> <p>第 4 条 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 機構の議会</p> <p>第 5 条～第 7 条 略</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 機構の執行機関</p> <p>第 8 条～第 11 条 略</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 機構の経費</p> <p>第 12 条・第 13 条 略</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 雑則</p> <p>第 14 条 略</p>

議案第 48 号

鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について

鳥羽市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を次のとおり変更することについて、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例(令和元年伊勢市条例第 12 号) 第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1に次の1表を加える。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車の活用推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2の4の表に次のように加える。

インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。
------------------	-------------------------------	--	----------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

乙 鳥羽市鳥羽3丁目1番1号

鳥羽市

鳥羽市長

(説明)

これは、鳥羽市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

変更後

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車 の活用 推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力をを行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。
インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。

別表第3 略

変更前

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力を行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。

別表第3 略

議案第 49 号

志摩市との定住自立圏形成協定の変更について

志摩市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を次のとおり変更することについて、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例(令和元年伊勢市条例第 12 号) 第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と志摩市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1に次の1表を加える。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車の活用推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2の4の表に次のように加える。

インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。
------------------	-------------------------------	--	----------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

乙 志摩市阿児町鶉方3098番地22

志摩市

志摩市長

(説明)

これは、志摩市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

変更後

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車 の活用 推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力をを行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。
インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。

別表第3 略

変更前

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力を行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。

別表第3 略

議案第 50 号

玉城町との定住自立圏形成協定の変更について

玉城町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を次のとおり変更することについて、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例(令和元年伊勢市条例第 12 号) 第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と玉城町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1に次の1表を加える。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車の活用推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2の4の表宮川流域の保全・活用の項を次のように改める。

宮川流域の環境保全・情報発信	宮川流域の環境保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。	流域市町である乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	流域市町である甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
----------------	-------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

別表第2の4の表に次のように加える。

インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルー	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。
------------------	-------------------------------	---	----------------------------

		シブスポーツの 普及啓発を図 る。	
--	--	-------------------------	--

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

乙 度会郡玉城町田丸114番地2

玉城町

玉城町長

(説明)

これは、玉城町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

変更後

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車 の活用 推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力をを行う。
宮川流域の環境保全・情報発信	宮川流域の環境保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。	流域市町である乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	流域市町である甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。
インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。

別表第3 略

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力をを行う。
宮川流域の保全・活用	宮川流域ルネッサンス協議会において、流域情報の集約及び提供、河川環境の研究結果の共有、広報紙などを活用した宮川の魅力を紹介する情報発信及びイベントの実施等に取り組む。	宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。

別表第3 略

議案第 51 号

度会町との定住自立圏形成協定の変更について

度会町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を次のとおり変更することについて、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例（令和元年伊勢市条例第 12 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と度会町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1に次の1表を加える。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車の活用推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2の4の表宮川流域の保全・活用の項を次のように改める。

宮川流域の環境保全・情報発信	宮川流域の環境保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。	流域市町である乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	流域市町である甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
----------------	-------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

別表第2の4の表に次のように加える。

インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルー	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。
------------------	-------------------------------	---	----------------------------

		シブスポーツの 普及啓発を図 る。	
--	--	-------------------------	--

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

乙 度会郡度会町棚橋1215番地1

度会町

度会町長

(説明)

これは、度会町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

変更後

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車 の活用 推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力をを行う。
宮川流域の環境保全・情報発信	宮川流域の環境保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。	流域市町である乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	流域市町である甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。

別表第3 略

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力を行う。
宮川流域の保全・活用	宮川流域ルネッサンス協議会において、流域情報の集約及び提供、河川環境の研究結果の共有、広報紙などを活用した宮川の魅力を紹介する情報発信及びイベントの実施等に取り組む。	宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。

別表第3 略

議案第 52 号

大紀町との定住自立圏形成協定の変更について

大紀町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を次のとおり変更することについて、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例(令和元年伊勢市条例第 12 号) 第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と大紀町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の2の表観光の振興の部伊勢・熊野地域への旅客誘致を図り、お伊勢参りと熊野詣でに関する情報発信等の取組を行う。の項の前に次のように加える。

伊勢志摩地域への旅客誘致を図り、伊勢志摩地域の情報発信、修学旅行の誘致等の取組を行う。	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、乙と連携し、必要な取組を行う。	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、甲と連携し、必要な取組を行う。
---	--	--

別表第1に次の1表を加える。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車の活用推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2の4の表宮川流域の保全・活用の項を次のように改める。

宮川流域の	宮川流域の環境	流域市町であ	流域市町であ
-------	---------	--------	--------

環境保全・情報発信	保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。	乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
-----------	------------------------	----------------------------	----------------------------

別表第2の3の表に次のように加える。

インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。
------------------	-------------------------------	--	----------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

乙 度会郡大紀町滝原1610番地1

大紀町

大紀町長

(説 明)

これは、大紀町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 産業振興

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
商工業の振興	圏域内の多産業への経済波及と交流人口の拡大を図るため、圏域市町、県、民間団体等が集客力・発信力の高いイベント等を誘致・開催する。	各イベント等の誘致及び開催に取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	各イベント等の誘致及び開催に取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。
	産業の振興、雇用の創出を図るため、創業を支援する。	乙及び関係機関等と連携し、創業に関する支援を行う。	甲及び関係機関等と連携し、創業に関する支援を行う。
農林漁業の振興	有害鳥獣による農作物等への被害を防止するため、鳥獣被害対策を推進する。	乙と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。	甲と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。
観光の振興	伊勢志摩地域への旅客誘致を図り、伊勢志摩地域の情報発信、修学旅行の誘致等の取組を行う。	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、乙と連携し、必要な取組を行う。	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、甲と連携し、必要な取組を行う。
	伊勢・熊野地域への旅客誘致を図り、お伊勢参りと熊野詣でに関する情報発信等の取組を行う。	伊勢熊野観光連絡協議会の事務局運営を行うとともに、乙と連携し、必要な取組を行う。	伊勢熊野観光連絡協議会の構成団体として甲と連携し、必要な取組を行う。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車活用の推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力をを行う。

宮川流域の環境保全・情報発信	宮川流域の環境保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。	流域市町である乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	流域市町である甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。
インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。

別表第3 略

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 略

2 産業振興

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
商工業の振興	圏域内の多産業への経済波及と交流人口の拡大を図るため、圏域市町、県、民間団体等が集客力・発信力の高いイベント等を誘致・開催する。	各イベント等の誘致及び開催に取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	各イベント等の誘致及び開催に取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。
	産業の振興、雇用の創出を図るため、創業を支援する。	乙及び関係機関等と連携し、創業に関する支援を行う。	甲及び関係機関等と連携し、創業に関する支援を行う。
農林漁業の振興	有害鳥獣による農作物等への被害を防止するため、鳥獣被害対策を推進する。	乙と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。	甲と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。
観光の振興	伊勢・熊野地域への旅客誘致を図り、お伊勢参りと熊野詣でに関する情報発信等の取組を行う。	伊勢熊野観光連絡協議会の事務局運営を行うとともに、乙と連携し、必要な取組を行う。	伊勢熊野観光連絡協議会の構成団体として甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 略

2 略

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力をを行う。
宮川流域の保全・活用	宮川流域ルネッサンス協議会において、流域情報の集約及び提供、河川環境の研究結果の共有、広報紙などを活用した宮川の魅力を紹介する情報発信及びイベントの実施等に取り組む。	宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。

別表第3 略

議案第 53 号

南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について

南伊勢町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を次のとおり変更することについて、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例（令和元年伊勢市条例第 12 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と南伊勢町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。
別表第1に次の1表を加える。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車の活用推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2の4の表に次のように加える。

インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。
------------------	-------------------------------	--	----------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

乙 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地

南伊勢町

南伊勢町長

(説明)

これは、南伊勢町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

変更後

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車 の活用 推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力をを行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。
インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。

別表第3 略

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力を行う。
消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。

別表第3 略

議案第 54 号

明和町との定住自立圏形成協定の変更について

明和町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を次のとおり変更することについて、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例(令和元年伊勢市条例第 12 号) 第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と明和町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1に次の1表を加える。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車の活用推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2の4の表宮川流域の保全・活用の項を次のように改める。

宮川流域の環境保全・情報発信	宮川流域の環境保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。	流域市町である乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	流域市町である甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
----------------	-------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

別表第2の4の表に次のように加える。

インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルー	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。
------------------	-------------------------------	---	----------------------------

		シブスポーツの 普及啓発を図 る。	
--	--	-------------------------	--

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

乙 多気郡明和町大字馬之上945番地

明和町

明和町長

(説明)

これは、明和町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

変更後

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車 の活用 推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力をを行う。
宮川流域の環境保全・情報発信	宮川流域の環境保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。	流域市町である乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	流域市町である甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。
インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。

別表第3 略

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力を行う。
宮川流域の保全・活用	宮川流域ルネッサンス協議会において、流域情報の集約及び提供、河川環境の研究結果の共有、広報紙などを活用した宮川の魅力を紹介する情報発信及びイベントの実施等に取り組む。	宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。	宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。

別表第3 略

議案第 55 号

財産の処分について

市営住宅旭ヶ台団地跡地について、次のように土地を売り払うものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 売り払う土地
伊勢市桜木町字西裏 41 番地 13 ほか 7 筆
宅地 7,763.42 平方メートル
- 2 売払い価格
96,777,777 円
- 3 売払い先
伊勢市曾禰 2 丁目 2 番 9 号
有限会社橋本建設
代表取締役 橋本 清

(説 明)

これは、市営住宅旭ヶ台団地跡地の土地を売り払うにつき、伊勢市議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

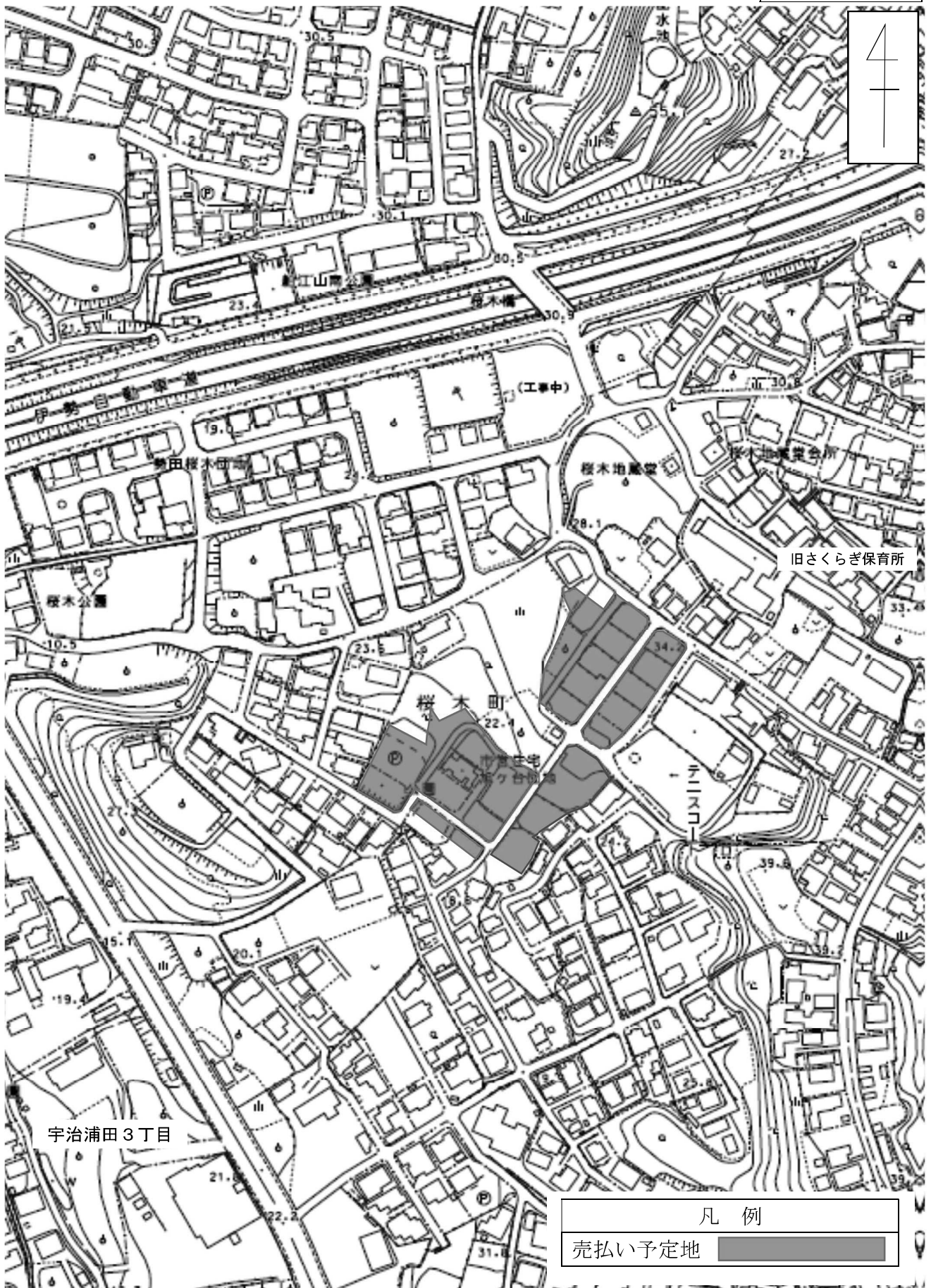
(参考)

物件の明細

所 在	地 番	地 目	地 積 (m ²)
伊勢市桜木町字西裏	41 番 13	宅地	1,801.10
伊勢市桜木町字西裏	41 番 16	宅地	1,030.97
伊勢市桜木町字西裏	41 番 19	宅地	1,128.62
伊勢市桜木町字西裏	41 番 21	宅地	3,209.06
伊勢市桜木町字西裏	41 番 23	宅地	241.72
伊勢市桜木町字柘ヶ広	76 番 8	宅地	250.75
伊勢市桜木町字柘ヶ広	76 番 12	宅地	2.13
伊勢市桜木町字柘ヶ広	82 番 1	宅地	99.07

位置図

4



議案第 56 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

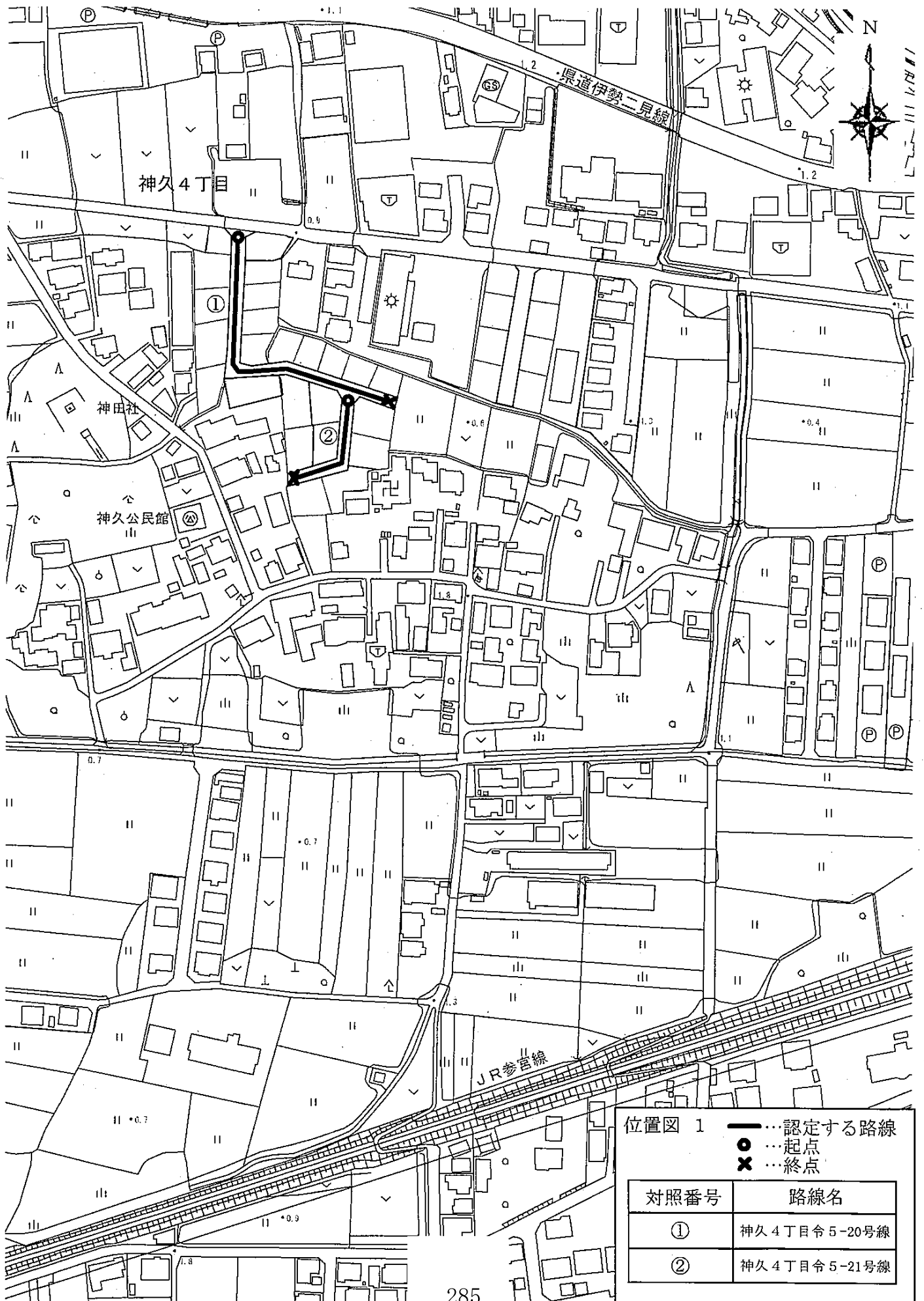
記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	神久 4 丁目令 5 - 20 号線	神久 4 丁目 327 番 2 地先		
			神久 4 丁目 623 番 6 地先		
1	2	神久 4 丁目令 5 - 21 号線	神久 4 丁目 623 番 7 地先		
			神久 4 丁目 624 番 1 地先		
2	1	田尻令 5 - 22 号線	田尻町字後 196 番 2 地先		
			田尻町字後 219 番 1 地先		
2	2	田尻令 5 - 23 号線	田尻町字後 217 番 16 地先		
			田尻町字後 191 番地先		
2	3	田尻令 5 - 24 号線	田尻町字後 217 番 17 地先		
			田尻町字後 217 番 25 地先		

2	4	田尻令 5 - 25 号線	田尻町字後 219 番 1 地先		
			田尻町字後 188 番 6 地先		
3	1	黒瀬令 5 - 26 号線	黒瀬町字六之坪 730 番 3 地先		
			黒瀬町字六之坪 730 番 7 地先		
4	1	小俣明野令 5 - 27 号線	小俣町明野 1072 番 12 地先		
			小俣町明野 1072 番 6 地先		
5	1	野村令 5 - 28 号線	野村町字里前 5563 番 4 地先		
			野村町字里前 5572 番 3 地先		
6	1	新村令 5 - 29 号線	小俣町新村 354 番 5 地先		
			小俣町新村 354 番 3 地先		
7	1	久世戸令 5 - 30 号線	久世戸町字蝮尾 75 番 3 地先		
			久世戸町字蝮尾 85 番 1 地先		

(説 明)

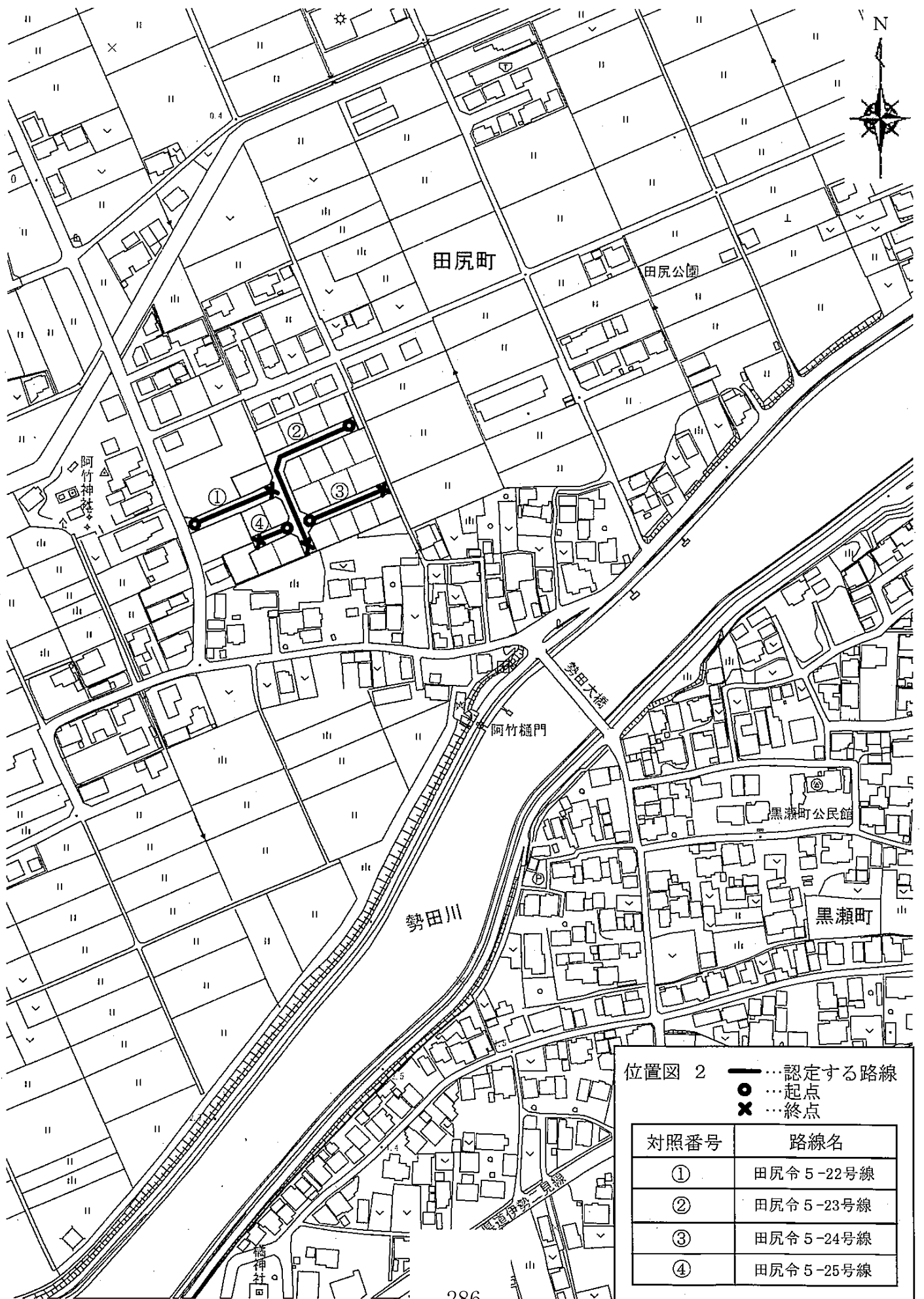
これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。






位置図 1

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	神久4丁目令5-20号線
②	神久4丁目令5-21号線



位置図 2

-  … 認定する路線
-  … 起点
-  … 終点

対照番号	路線名
①	田尻令 5-22号線
②	田尻令 5-23号線
③	田尻令 5-24号線
④	田尻令 5-25号線






伊勢市立浜郷小学校

県道伊勢二見線

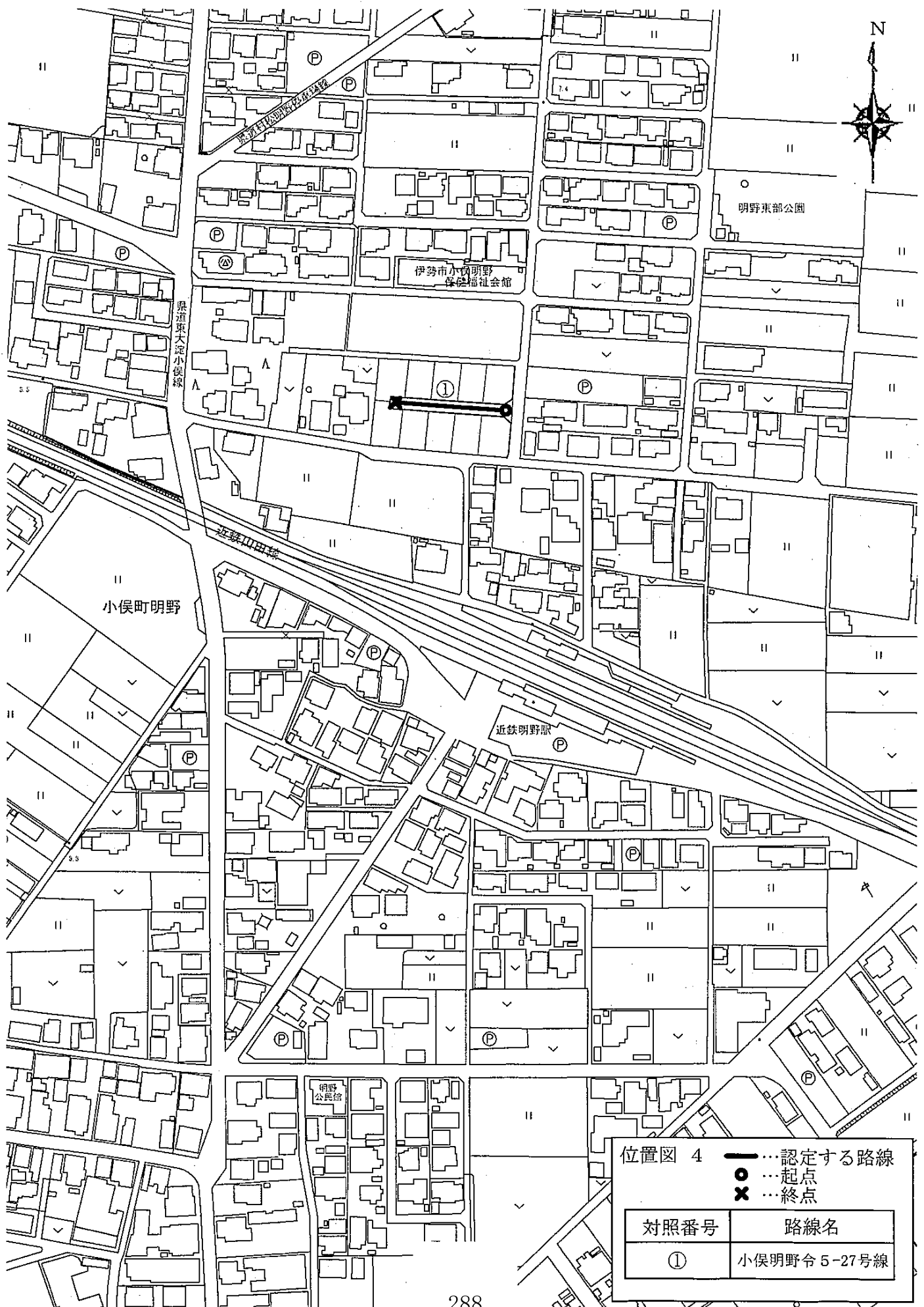
(工事中)

黒瀬町

位置図 3

-  ... 認定する路線
-  ... 起点
-  ... 終点

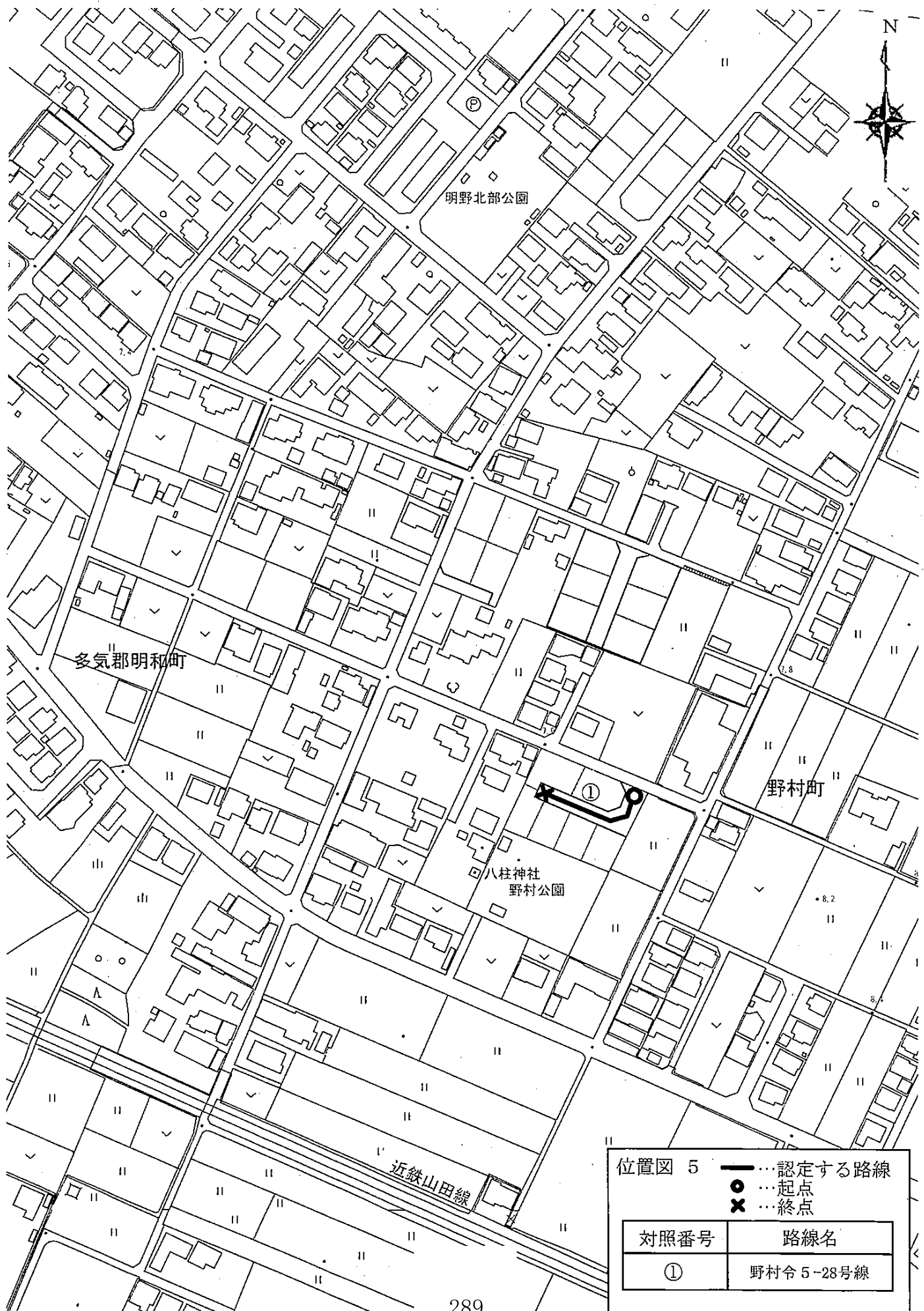
対照番号	路線名
①	黒瀬令 5-26号線



位置図 4

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

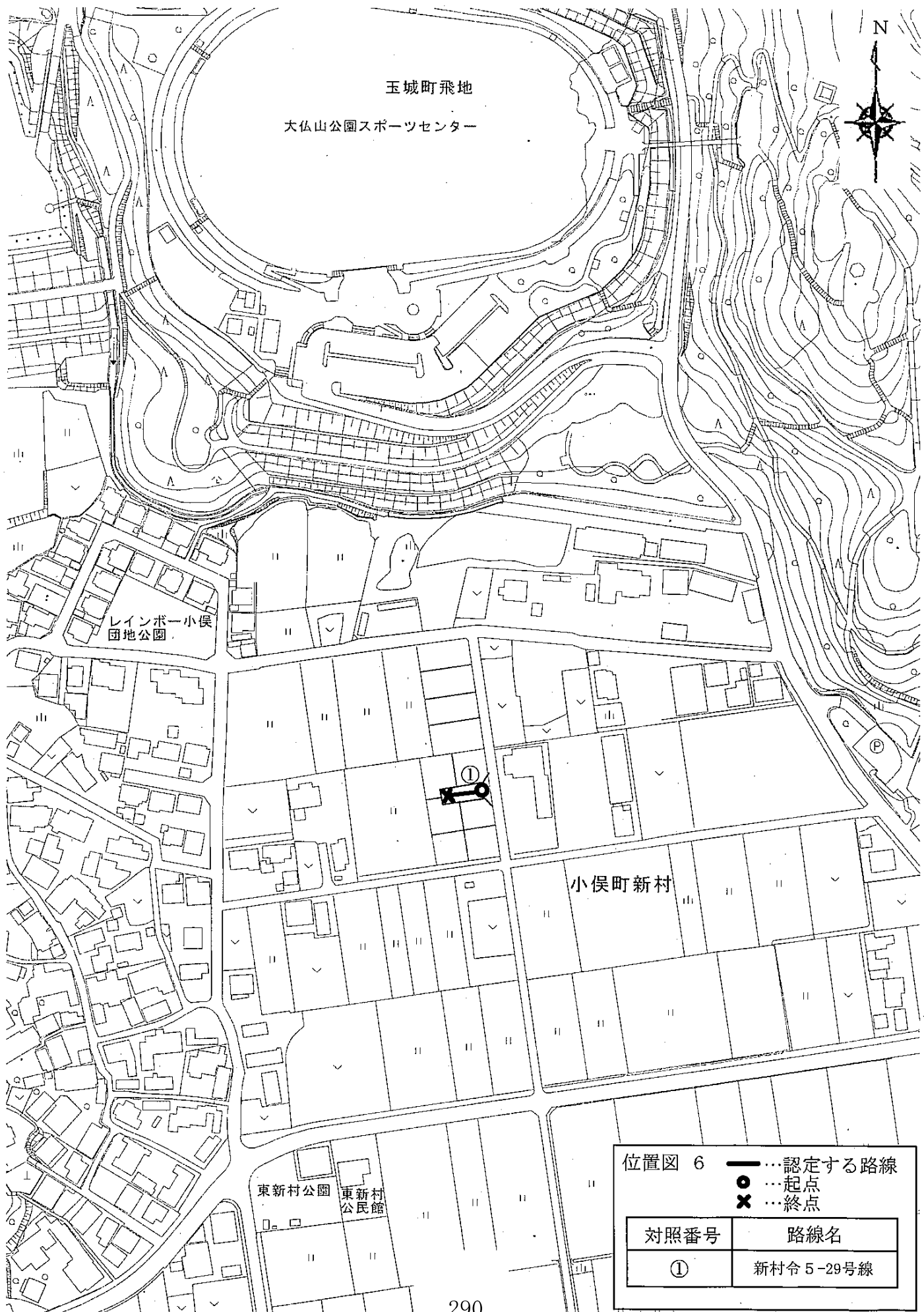
対照番号	路線名
①	小俣明野令5-27号線

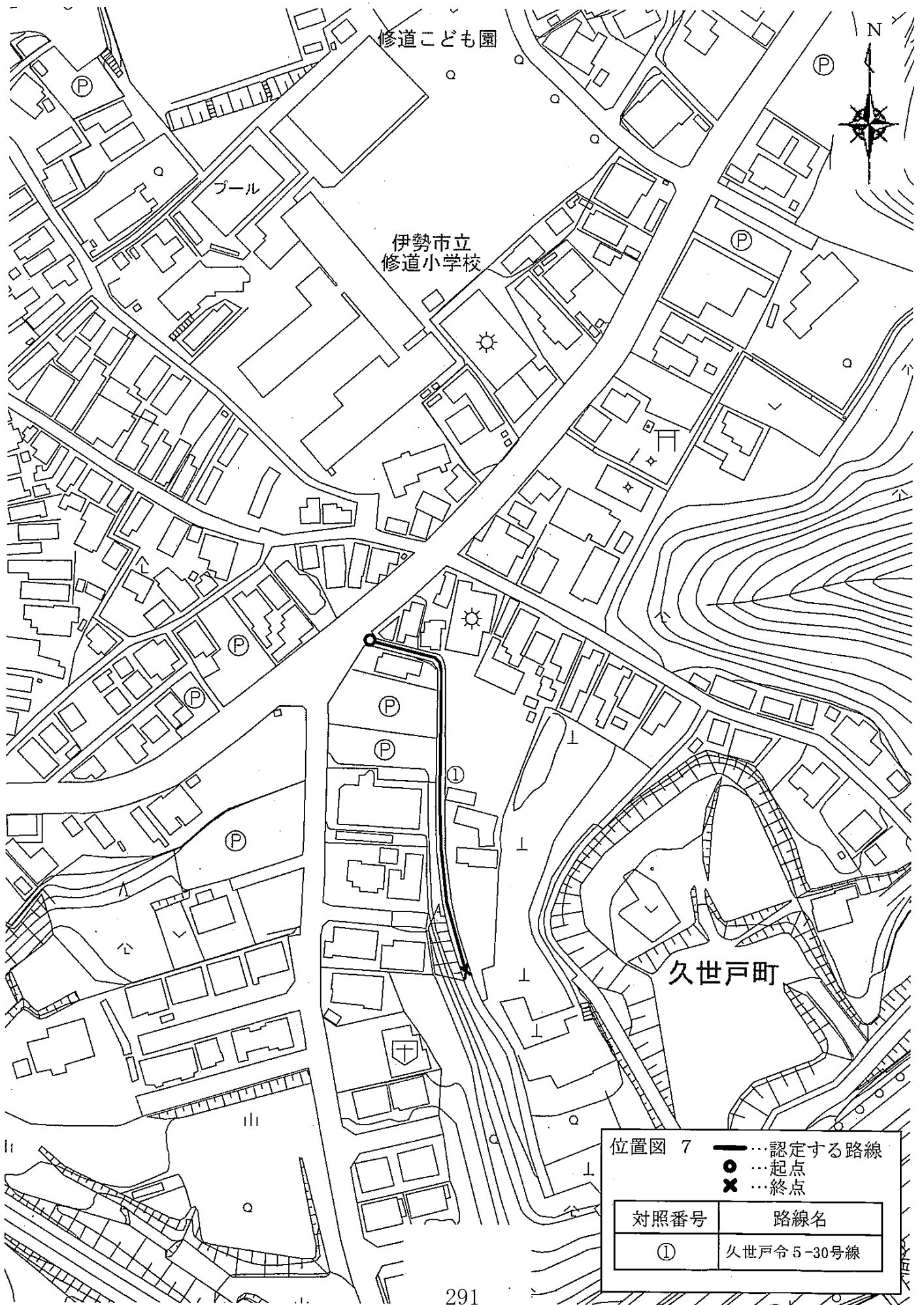


位置図 5

- ... 認定する路線
- ... 起点
- ... 終点

対照番号	路線名
①	野村令5-28号線





修道こども園

プール

伊勢市立
修道小学校

久世戸町

位置図 7

- … 認定する路線
- … 起点
- … 終点

対照番号	路線名
①	久世戸令 5-30号線